

お知らせ 議会報告会・意見交換会の開催

問 議会事務局(役場4階)
☎823-9218(FAX兼用)

海田町議会では、令和6年度の予算や委員会などに関する議会報告会を開催します。また、意見交換会もあわせて実施します。事前の申し込みは不要で、どなたでも参加できます。

みなさんぜひ参加してください。

●報告内容

1. 議会報告会
①令和6年度予算の報告
②委員会報告など
2. 意見交換会
議会活動・町政全般についてなど

●日時 6月21日(金) 15時から(1時間30分程度)

●場所 役場1階 多目的室



お知らせ 「ねんきん定期便」をお届けしています

問 ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号
☎0570-058-555(ナビダイヤル)
☎03-6700-1144(一般電話)
広島南年金事務所 ☎253-7710

日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険に加入している人に「ねんきん定期便」を送付しています。

年金加入者の皆さん一人一人に対して、年金保険料の納付実績や年金の見込み額など、年金に関する情報を分かりやすく定期的にお知らせして、保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうためのものです。

送付月は、毎年誕生月です。35歳・45歳・59歳の人には封書で送付し、その他の年齢の人にはハガキで送付します。

「ねんきん定期便」について分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号または広島南年金事務所へ相談してください。

なお、インターネットを通じてパソコンやスマートフォンからご自身の年金記録をいつでも確認できる「ねんきんネット」も利用できます。登録は日本年金機構「ねんきんネット」ページの新規登録ボタンから可能です。こちらも利用してください。

お知らせ 海田町議会の開会

問 議会事務局(役場4階)
☎823-9218(FAX兼用)

6月の定例会は、6月4日(火)9時から議場(役場4階)で開会予定です。会議の様子は海田町ホームページでライブ配信します。



お知らせ 令和7年二十歳のつどいについて

問 生涯学習課(役場3階)
☎823-9217 FAX.823-9256

令和7年「二十歳のつどい」(旧名称:成人祭)を次のとおり開催します。

対象の人は、ぜひ出席してください。

●募集 式典で誓いの言葉を発表する人、記念品を代表で受け取る人、受け付けをしていただける人を募集します。希望する人は電話で生涯学習課に申し込んでください。

●日時 令和7年1月12日(日)13時30分から(12時30分から受け付け開始)
※式典以外の行事は行いません。

●場所 織田幹雄スクエア ホール
※駐車場はありません。(送迎は可能です)

●対象 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人
※12月上旬時点で海田町に住民票がある対象者に案内ハガキを送付します。現在、他の市町村に住民票を異動している人も参加できますので生涯学習課まで連絡してください。

お知らせ 野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。

問 地域みらい課(役場3階)
☎823-9219 FAX.823-9203
広島県動物愛護センター
☎0848-60-8511 FAX.0848-86-8012

野良猫への無責任な餌やりにより、頭数の増加や糞尿による被害などが生じます。周辺の生活環境が損なわれるような無責任な餌やりについては、動物の愛護および管理に関する法律に基づく指導対象となります。また、原則として野良猫の引き取りは行いません。

野良猫による問題の解決策としての「地域猫活動」とは、地域住民が主体となり、地域の野良猫に不妊去勢手術を行い、餌やりや糞尿の処理などのルールを定めて適切に管理していく活動です。この活動に取り組むことで、野良猫によるトラブルを減らすとともに不幸な野良猫の数を減らし、住みよい地域にしていけることができます。

広島県では、地域猫活動に対し、不妊去勢手術の支援制度を設けています。くわしくは広島県動物愛護センターへ。(火～土曜日(祝日を除く)8時30分～17時50分)

お知らせ 福祉事業所製品販売会

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
6月 4日(火)	11時45分 }	はぐくみの里	パン、クッキー、お茶、昆布など
6月11日(火)		海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
6月13日(木)		ユキ園	パウンドケーキ、シフォンケーキなど
6月18日(火)	12時30分頃	ポーポーの木	パン、クッキーなど
6月26日(水)		安芸の郷	パン、クッキー、自主製品など

●場所 役場1階

※完売時は終了時間前に終了することがあります。

※都合により、休みとなる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。

お知らせ 被爆二世健診

問 社会福祉課(役場2階) ☎823-9207 FAX.823-9627
広島県被爆者支援課 ☎513-3116 FAX.228-3277

●実施期間 6月10日(月)～令和7年2月28日(金)
(精密検査については令和7年3月10日(月)まで)

●検査費用 無料

●申し込み期間 6月1日(土)～令和7年1月31日(金)(消印有効)

●申し込み 役場や公民館に備え付けの専用はがきに必要事項を記入し、広島県被爆者支援課に申し込んでください。

広島県ホームページからも電子申請により申し込みできます。



※くわしくは、広島県ホームページを確認してください。

お知らせ 織田幹雄スクエアで 諸室ネット予約(試行)がはじまります

問 織田幹雄スクエア
☎822-7373 FAX.824-1125

織田幹雄スクエア諸室の予約や空き状況の確認が、6月下旬(予定)から、インターネットで可能になります。

利用にあたっては、事前に来館のうえ、利用者登録が必要です。

利用条件やくわしい内容については直接織田幹雄スクエア窓口へ。

※インターネットでの申請受け付け時間は10時～17時。(窓口での受け付けは9時開始)

お知らせ けし・大麻栽培に注意しましょう！

問 広島県西部保健所広島支所
☎513-5533 FAX.222-5802

庭先などで美しい花を咲かせて私たちの目を和ませてくれるけしには、植えてはいけない種類があるのを知っていますか。

植えてもよいけしは、「ひなげし」、「おにげし」、「あざみげし」などで、全体に毛が多く生えています。反対に、植えてはいけないけしには毛はほとんどなく、葉や茎は白っぽい緑色をしており、茎は太く、葉が茎を巻き込むようにして付いているのが特徴です。

また、大麻は、昔から「あさ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されていました。しかし、幻覚成分を含み、マリファナやハシシなどに悪用されるため一般には栽培が禁止されています。大麻草の葉は3～9枚の小葉が集まった手のひら状であり、葉の付け根が一点でつながっているのが特徴です。

植えてはいけないけしや大麻を栽培することのないように十分注意しましょう。

けしの見分け方についてわからないことや、植えてはいけないけしや大麻を見かけたときは、最寄りの保健所・支所または県庁薬務課まで連絡してください。



お知らせ オンライン資格確認により限度額適用認定証などの持参が不要になります！

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX.823-9627

オンライン資格確認が可能な、保険証利用申し込みを済ませたマイナンバーカードの利用または保険証の提示で、限度額適用認定証などの交付申請をしなくても、医療機関の窓口では限度額までの支払いとなります。

※オンライン資格確認とは、医療機関などがオンラインで資格情報を確認することです。なお、安芸郡では90%以上の医療機関が運用を開始しています。

海田町では毎年7月上旬から、限度額適用認定証などを所持している人に限度額適用認定証などの更新申請を勧奨してきました。ですが、オンライン資格確認の導入に伴い限度額適用認定証がなくても限度額の確認ができることから、今年度からは勧奨の通知を送付しません。

※一部オンライン資格確認の導入がされていない病院などでの治療をする場合や、長期入院に伴う限度額適用認定証などの発行は引き続き行いますので、必要な人は住民課に直接連絡ください。

●対象 海田町国民健康保険加入者(75歳未満)